

# 岡崎市道路占用料単価新旧比較表

2019.4.1作成

区 分		占用料				
		単位	①改正前単価 (旧単価)/円	②改正後単価 (新単価)/円	備考	
法第32条第1項第1号 に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	830	1,100		
	第2種電柱		1,300	1,600		
	第3種電柱		1,700	2,200		
	第1種電話柱		740	940		
	第2種電話柱		1,200	1,500		
	第3種電話柱		1,600	2,100		
	その他の柱類		74	94		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつ き1年	7	9		
	地下に設ける電線その他の線類		4	6		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	730	920		
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メー トルにつき1年	450	570		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,500	1,900		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		620	790		
	広告塔	表示面積1平方メー トルにつき1年	2,300	2,300	改定なし	
その他のもの	占用面積1平方メー トルにつき1年	1,500	1,900			
法第32条第1項第2号 に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつ き1年	31	40		
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		45	57		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		67	85		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		89	110		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		130	170		
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		180	230		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		310	400		
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		450	570		
外径が1メートル以上のもの	890	1,100				
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			1,500	1,900		
法第32条第1項第5号 に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メー トルにつき1年	近傍類似の土地の時価に0.004を乗じて得た額	近傍類似の土地の時価に0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの		近傍類似の土地の時価に0.007を乗じて得た額	近傍類似の土地の時価に0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		近傍類似の土地の時価に0.008を乗じて得た額	近傍類似の土地の時価に0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		1,200	1,100		
	地下に設ける通路		690	680		
その他のもの		1,500	1,900			
法第32条第1項第6号 に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メー トルにつき1日	23	23	改定なし	
	その他のもの	占用面積1平方メー トルにつき1箇月	230	230		
道路法施行令(昭和27年 政令第479号。以下こ の表において「政令」 という。)第7条第1号に 掲げる物件	看板(アーチである ものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メー トルにつき1箇月	230	230	改定なし
		その他のもの	表示面積1平方メー トルにつき1年	2,300	2,300	
	標識		1本につき1年	1,200	1,500	

# 岡崎市道路占用料単価新旧比較表

2019.4.1作成

区 分			占用料			
			単位	①改正前単価 (旧単価)/円	②改正後単価 (新単価)/円	備考
道路法施行令(昭和27年 政令第479号。以下こ の表において「政令」 という。)第7条第1号に 掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に 設けるもの	1本につき1日	23	23	改定なし
		その他のもの	1本につき1箇月	230	230	
	幕(政令第7条第4 号に掲げる工事に 用施設であるものを 除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に 設けるもの	その面積1平方メー トルにつき1日	23	23	
		その他のもの	その面積1平方メー トルにつき1箇月	230	230	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1箇月	2,300	2,300	
		その他のもの		1,200	1,100	
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メー トルにつき1箇月	1,500	1,900	
政令第7条第4号に掲げる工事に用施設及び同条第5号に掲げる工事に用材料			占用面積1平方メー トルにつき1箇月	230	230	改定なし
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				150	190	
政令第7条第8号に掲 げる施設(同号に規 定する特定連結附属 地に設けるものを除 く。)	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路 面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1平方メー トルにつき1年	新設	近傍類似の土地 の時価に0.015 を乗じて得た額	
	上空に設けるもの				近傍類似の土地 の時価に0.024 を乗じて得た額	
	地下(トンネル の上の地下を除 く。)に設ける もの	階数が1のもの			近傍類似の土地 の時価に0.005 を乗じて得た額	
		階数が2のもの			近傍類似の土地 の時価に0.008 を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの			近傍類似の土地 の時価に0.01を 乗じて得た額	
その他のもの		近傍類似の土地 の時価に0.034 を乗じて得た額				
政令第7条第9号に掲 げる施設	建築物				近傍類似の土地 の時価に0.015 を乗じて得た額	
	その他のもの				近傍類似の土地 の時価に0.01を 乗じて得た額	
政令第7条第11号に 掲げる応急仮設建築 物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける もの				近傍類似の土地 の時価に0.015 を乗じて得た額	
	上空に設けるもの				近傍類似の土地 の時価に0.024 を乗じて得た額	
	その他のもの				近傍類似の土地 の時価に0.034 を乗じて得た額	
政令第7条第12号に掲げる器具					近傍類似の土地 の時価に0.034 を乗じて得た額	

※②改正後単価(新単価)は2019年10月1日以降の許可分について適用